

令和3年度 那珂川市国民健康保険運営協議会（第1回）

次 第

1. 辞令交付
2. 市長あいさつ
3. 委員及び事務局の自己紹介（資料1）
4. 国保運営協議会会長・副会長の選任
5. 会長・副会長あいさつ
6. 諮問
「那珂川市国民健康保険税の税率の改定について」
7. その他
令和3年度 協議会スケジュールについて（資料2）

【事前配布資料】

- 資料1 那珂川市国民健康保険運営協議会委員名簿
- 資料2 令和3年度 協議会スケジュール
- 参考資料 現行税率と標準保険料率の比較表及び令和2年度答申

【当日配布資料】

- 諮問書（写し）
- 資料3 令和4年度国民健康保険税率案

那珂川市国民健康保険運営協議会委員名簿

令和3年6月1日現在

選出区分	氏名	備考
公益を代表する委員	津留 渉	議 会
	田中 夏代子	議 会
	野尻 規久子	民生委員・児童委員連合協議会
被保険者を代表する委員	三角 豊和	区 長 会
	大神 澄代	ずっと住みたい那珂川ネット21
	岡藤 敏雄	公 募
保険医又は保険薬剤師を 代表する委員	黒崎 省悟	筑 紫 医 師 会
	小塚 訓靖	筑 紫 薬 剤 師 会
	仲吉 信彦	筑 紫 歯 科 医 師 会

委嘱期間：平成31年4月1日から令和4年3月31日まで

(委員交代の方は委嘱日から令和4年3月31日まで)

令和3年度 那珂川市国民健康保険運営協議会 スケジュール

【第2回】

令和3年7月28日（水）

【第3回】

令和3年8月26日（木）

【第4回】

令和3年9月29日（水）

※時間はいずれも19時から、場所は保健センター2階健康増進室

参考資料

現行税率と標準保険料率の比較表（令和3年度）及び令和2年度答申（抜粋）

1. 現行税率と標準保険料率の比較表（令和3年度）

令和3年度

【医療分】

	①現行税率	②標準保険料率	①と②の差
所得割	6.9%	7.34%	0.44%
均等割	25,000円	28,130円	3,130円
平等割	25,000円	27,639円	2,639円

【後期高齢者支援分】

	①現行税率	②標準保険料率	①と②の差
所得割	1.7%	2.44%	0.74%
均等割	6,500円	9,879円	3,379円
平等割	6,500円	9,704円	3,204円

【介護分】

	①現行税率	②標準保険料率	①と②の差
所得割	1.3%	2.13%	0.83%
均等割	13,000円	22,396円	9,396円

2. 令和2年度答申（抜粋）

答申

(1) 那珂川市国民健康保険税率を令和6年度までに福岡県が算定する「標準保険料率」の水準まで改定する

(2) 税率の改定については、被保険者の税の負担能力や医療費に十分に配慮し、段階的に引き上げる

※附帯意見（抜粋）

- ・令和4年度から3回に分けて段階的に引き上げること
- ・引き上げの前年度に本協議会に諮ること
- ・被保険者の負担増に配慮し、令和3年度の税率の改定は実施しないこと
- ・広報等を用いて市民に周知を行い、特に税率の改定については被保険者に周知徹底を図ること

3 那市第 1 0 4 4 号

令和 3 年 7 月 1 日

那珂川市国民健康保険運営協議会 会長 様

那珂川市長 武末 茂喜

那珂川市国民健康保険税の税率の改定について（諮問）

国民健康保険法（昭和 3 3 年法律第 1 9 2 号）第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、下記の諮問事項について貴運営協議会の意見を求めます。

記

諮問事項

令和 4 年度の那珂川市国民健康保険税率の改定について

諮問理由

令和 3 年度以降の国民健康保険事業運営について、令和 2 年度に「那珂川市国民健康保険税率を令和 6 年度までに福岡県が算定する「標準保険料率」の水準まで改定する」という答申を得ました。また、答申には附帯意見として「税率の引き上げにかかる具体的な数値については、社会情勢や福岡県及び県内他市町村の動向、本市の財政状況を考慮し、引き上げの前年度に本協議会に諮ること」と添えられております。

被保険者の税負担は増えるものの国民健康保険財政健全化のために税率の改定はやむを得ないところであり、令和 2 年度の答申を踏まえ、令和 4 年度の那珂川市国民健康保険税率の改定について、ご審議いただきますようお願いいたします。

令和4年度的那珂川市国民健康保険税率の改定案

諮問にあたって、事務局より下記のとおり4つの案を提示いたします。

(いずれの案も令和4年度から6年度までの3年間での改定を想定しています。)

案① 標準保険料率までの割合を均等に1/3ずつ改定

		医療分	後期分	介護分	合計
応能割	所得割	7.06% (0.16%)	1.96% (0.26%)	1.58% (0.28%)	10.60%
応益割	均等割	26,200円 (1,200円)	7,800円 (1,300円)	16,300円 (3,300円)	50,300円
	平等割	26,000円 (1,000円)	7,800円 (1,300円)	—	33,800円

() は現行税率との差

案② 標準保険料率までの割合のうち、1年目に1/2改定

		医療分	後期分	介護分	合計
応能割	所得割	7.13% (0.23%)	2.08% (0.38%)	1.73% (0.43%)	10.94%
応益割	均等割	26,700円 (1,700円)	8,300円 (1,800円)	17,800円 (4,800円)	52,800円
	平等割	26,500円 (1,500円)	8,300円 (1,800円)	—	34,800円

() は現行税率との差

案③ 標準保険料率までの割合のうち、所得割のみを1年目に1/2改定

		医療分	後期分	介護分	合計
応能割	所得割	7.16% (0.26%)	2.11% (0.41%)	1.76% (0.46%)	11.03%
応益割	均等割	25,000円 (0円)	6,500円 (0円)	13,000円 (0円)	44,500円
	平等割	25,000円 (0円)	6,500円 (0円)	—	31,500円

() は現行税率との差

案④ 標準保険料率までの割合のうち、
所得割を1年目に1/3改定、均等割・平等割を1/4改定

		医療分	後期分	介護分	合計
応能割	所得割	7.08% (0.18%)	1.98% (0.28%)	1.61% (0.46%)	10.67%
応益割	均等割	25,800円 (800円)	7,400円 (900円)	15,500円 (2,500円)	48,700円
	平等割	25,800円 (800円)	7,400円 (900円)	—	33,200円

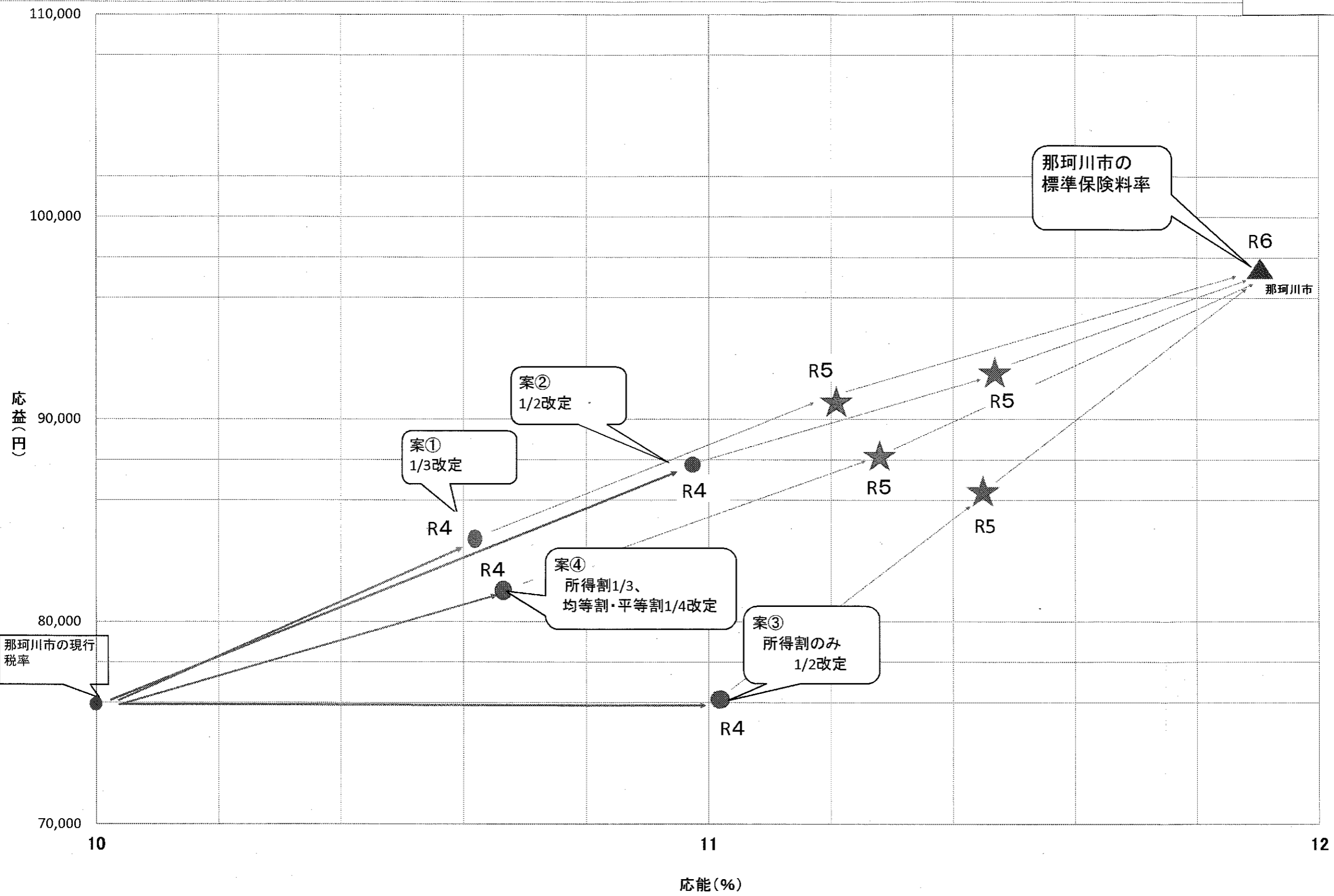
() は現行税率との差

不足額比較表

	現行税率	案①	案②	案③	案④
医療分	那珂川市国保税必要総額① (取納率計算後)	855,533,142円	855,533,142円	855,533,142円	855,533,142円
	合計(取納率計算後)②	781,004,151円	821,742,734円	795,161,487円	805,576,856円
	②-①(不足額)	-72,028,991円	-33,790,407円	-60,371,655円	-49,956,285円
後期分	那珂川市国保税必要総額① (取納率計算後)	296,247,867円	297,747,867円	297,747,867円	297,747,867円
	合計(取納率計算後)②	200,767,877円	236,432,398円	223,774,283円	231,588,112円
	②-①(不足額)	-95,479,990円	-61,315,469円	-73,973,584円	-66,159,755円
介護分	那珂川市国保税必要総額① (取納率計算後)	124,865,715円	125,865,715円	125,865,715円	125,865,715円
	合計(取納率計算後)②	73,935,622円	91,527,833円	100,283,214円	89,766,103円
	②-①(不足額)	-50,930,093円	-34,337,881円	-25,582,501円	-36,099,611円
合計不足額		-218,439,074円	-143,199,504円	-175,455,566円	-152,215,652円

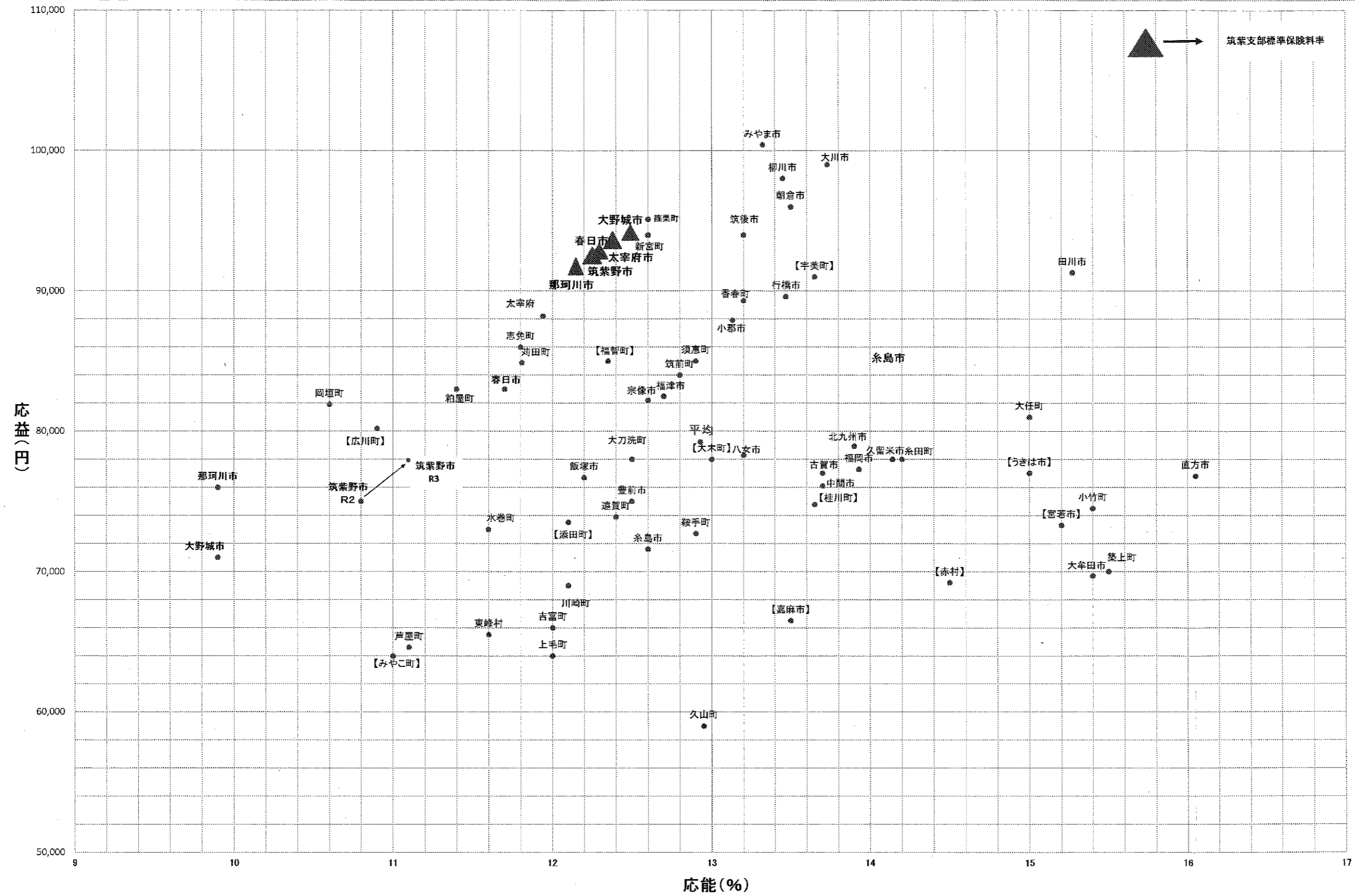
R3年度 標準保険料(税)率 と 改定4案の分布

参考資料①



R2年度福岡県内保険料(税)率等 分布(医療+後期+介護分)

※ 【 】囲みは「資産割」がある保険者(本表に資産割は含まず)



モデル世帯 比較表(案①と案④の場合)

参考資料3-②

案①

単身世帯			
世帯主	60	給与収入	900,000
軽減	7割		
改定後	25,000		
現行	22,800		
差引増額	2,200		

A

案④

単身世帯			
世帯主	60	給与収入	900,000
軽減	7割		
改定後	24,400		
現行	22,800		
差引増額	1,600		

D

年金受給世帯			
世帯主	70	年金収入	1,500,000
配偶者	68	年金収入	500,000
軽減	2割		
改定後	170,700		
現行	160,700		
差引増額	10,000		

B

年金受給世帯			
世帯主	70	年金収入	1,500,000
配偶者	68	年金収入	500,000
軽減	2割		
改定後	169,300		
現行	160,700		
差引増額	8,600		

E

子育て会社員世帯			
世帯主	38	給与収入	4,000,000
配偶者	36	収入なし	0
子	12	収入なし	0
子	10	収入なし	0
軽減	なし		
改定後	388,900		
現行	366,400		
差引増額	22,500		

C

子育て会社員世帯			
世帯主	38	給与収入	4,000,000
配偶者	36	収入なし	0
子	12	収入なし	0
子	10	収入なし	0
軽減	なし		
改定後	386,100		
現行	366,400		
差引増額	19,700		

F